



トピックス	TOP	MPD
S・A	10~17	10~17
論文	4~6	—

重要犯罪等

重要犯罪

重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつをいう。これらの犯罪は、治安情勢を観察する上で指標となる。

今回は重要犯罪のうち、人身売買、性犯罪を除いた犯罪を取り上げる。

放火の罪

1 放火の罪総論

(1) 意義

火力の不正な使用によって建造物等を焼損し、不特定又は多数人の生命、身体及び財産に対して危険を生じさせる罪、つまり公共危険罪である。

保護法益は、不特定又は多数人の生命、身体及び財産の安全である。

(2) 放火の罪の類型

罪名	客体	公共の危険	罰則	未遂・予備の処罰
現住建造物等放火罪 (刑法108条)	現住 建造物等	不要 (抽象的危険犯)	死刑又は無期若しくは 5年以上の拘禁刑	あり
他人所有非現住建造物等 放火罪(刑法109条1項)	非現住 建造物等		2年以上の有期徒刑	
自己所有非現住建造物等 放火罪(刑法109条2項)	非現住 建造物等	必要 (具体的危険犯)	6か月以上7年以下の 拘禁刑	なし
他人所有建造物等以外 放火罪(刑法110条1項)	建造物等 以外の物		1年以上10年以下の拘 禁刑	
自己所有建造物等以外 放火罪(刑法110条2項)	建造物等 以外の物		1年以下の拘禁刑又は 10万円以下の罰金	

放火の罪は、抽象的危険犯と具体的危険犯に区別される。抽象的危険犯は、公共の危険の発生を必要としない。一方、具体的危険犯は、公共の危険が具体的に発生することが必要とされている。

公共の危険とは、不特定・多数人の生命、身体、財産に対する危険を意味する。なお、放火の罪の成立要件として、犯人が公共の危険の発生を認識する必要はない(最判昭60.3.28)。

(3) 行為

「放火」することである。実行の着手時期は、焼損が発生する現実的危険を生じさせた時である。例えば、客体への直接の点火、又は媒介物への点火の時等である。

現住建造物を全焼させる意図で、隣接する物置小屋に放火した場合は、物置小屋が媒介物に当たり、物置小屋に放火した時に隣接する現住建造物が焼損する危険が生じるので、現住建造物等放火罪の実行の着手が認められるよ。



既遂時期は、客体が焼損した時である。ただし、具体的危険犯の場合は、公共の危険の発生も必要となる。



焼損の意義

火が媒介物を離れて、目的物に燃え移り目的物が独立して燃焼を継続する状態に達することをいう(最判昭23.11.2独立燃焼説)。

2 現住建造物等放火罪

放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物等を焼損する犯罪である(刑法108条)。未遂も処罰される(刑法112条)。

「人」とは、犯人以外の者をいう。したがって、犯人が1人で住居として使用している家屋に放火した場合には、現住建造物ではなく、非現住建造物に当たる。

「住居」とは、日常生活の場として日常使用されるものをいう。ただし、放火当時に人が現在することは必要ない。

「建造物」とは、屋根を有し、壁又は柱によって支えられ、土地に定着し、その内部に人の出入りが可能なものをいう。客体を損壊しないで容易に取り外すことができる雨戸、障子、畳等は器物、容易に取り外せない天井板や床板等は建造物の一部とされる。

エレベーターと建造物との一体性

マンション内部にあるエレベーターに放火して、エレベーターを焼損したにとどまる場合であっても、エレベーターはマンションの居住部分と一体となり住居として機能し、マンションを構成していることから、マンション全体に対する現住建造物等放火罪が成立する(最決平元.7.7)。



3 非現住建造物等放火罪

放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物等を焼損する犯罪である(刑法109条)。客体の例としては、現に人がいない空き家、物置、倉庫等がある。



マンガでTRY 法学論文 行政法

TOPの論文 3、TOP・MPDの論文 2 とリンク！



自動車検問の適法性

A巡査部長は、飲酒運転取締りのため道路上で一斉検問を実施していた。検問場所に近づく不審点のない車両に対し停車を求めたところ、当該車両は指示に従わず、加速してそのまま走り去った。そのため、A巡査部長は直ちにパトカーで追跡を開始して停止を求め、同車を路肩に停止させた。すると、当該車両の運転者の男から「何を根拠にこんなことをやっているんだ。違反もしていない車を停止させていいのか」と抗議された。



問 この場合におけるA巡査部長の行為の適否について述べなさい。



解答・解説は次ページで ➡